

西郷村告示第172号

平成22年第1回西郷村議会臨時会を、下記のとおり招集する。

平成22年11月24日

西郷村長 佐藤正博

記

1. 期日 平成22年11月30日

2. 場所 西郷村議会議事堂

3. 付議事件

(1) 議案第63号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(3) 議案第64号 議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(4) 議案第65号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(5) 議案第66号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

応招不応招議員

・応招議員（17名）

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 佐藤厚潮君 | 3番 南館かつえ君 | 4番 藤田節夫君 |
| 5番 金田裕二君 | 6番 仁平喜代治君 | 7番 秋山和男君 |
| 8番 徳田進君 | 9番 小林重夫君 | 10番 白岩征治君 |
| 11番 矢吹利夫君 | 12番 上田秀人君 | 13番 森健一君 |
| 14番 後藤功君 | 15番 大石雪雄君 | 16番 室井清男君 |
| 17番 鈴木宏始君 | 18番 高木信嘉君 | |

・不応招議員（1名）

2番 岩科弘純君

平成 22 年第 1 回西郷村議会臨時会

議事日程（1号）

平成 22 年 1 月 30 日（火曜日）午前 10 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 63 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 64 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 65 号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 66 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

・出席議員（17名）

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 佐藤厚潮君 | 3番 南館かつえ君 | 4番 藤田節夫君 |
| 5番 金田裕二君 | 6番 仁平喜代治君 | 7番 秋山和男君 |
| 8番 徳田進君 | 9番 小林重夫君 | 10番 白岩征治君 |
| 11番 矢吹利夫君 | 12番 上田秀人君 | 13番 森健一君 |
| 14番 後藤功君 | 15番 大石雪雄君 | 16番 室井清男君 |
| 17番 鈴木宏始君 | 18番 高木信嘉君 | |

・欠席議員（1名）

2番 岩科弘純君

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------|-------------|
| 村長 佐藤正博君 | 副村長 大倉修君 |
| 教育長 加藤征男君 | 参事課兼長 秋田勝雄君 |

・本会議に出席した事務局職員

| | | | |
|-----------------|------|---------|------|
| 議会事務局長 兼監査委員 | 水野由次 | 庶務兼議事係長 | 藤田哲夫 |
| 主任主査 | 池田早苗 | | |

◎開会及び開議の宣告

○議長（高木信嘉君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより平成22年第1回西郷村議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

○議長（高木信嘉君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（高木信嘉君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

2番岩科弘純君は、講演のため欠席する届出がありました。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため執行機関にあらかじめ出席を求めておきました。本日の会議には、村長、副村長、教育長、総務課長が出席しております。

それでは、本日の日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高木信嘉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員に3番南館かつえ君、4番藤田節夫君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期を本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程（議案第63号～第66号）

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第3、議案第63号より日程第6、議案第66号までの議案4件を一括上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（高木信嘉君） 朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（高木信嘉君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 師走を迎えるこの多忙な時期に、西郷村議会臨時会を招集いたしましたこと誠に恐縮と存じますが、議長をはじめ議員の皆様には、ご理解を賜りたいと思います。

それでは、平成22年第1回西郷村議会臨時会の開催に当たり、提案いたしました議案の大要につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、議案第63号「職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例」ほか関連の条例改正が3件でございます。

まず、議案第63号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。福島県人事委員会の勧告に準じ、職員の給料、期末手当等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第64号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、議案第65号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第66号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の3件についてでありますが、一般職に準じ、期末手当の支給率を改正しようとするものであります。

なお、細部につきましては、総務課長より説明をさせますので、ご審議のうえ、ご議決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高木信嘉君） 提出議案に対する提案理由の説明が終わりました。

⑤議案内容の細部説明

○議長（高木信嘉君） 続いて、議案第63号より議案第66号までに対する細部説明を求めます。総務課長。

（総務課長、議案書により細部説明）

○議長（高木信嘉君） 細部説明が終わりました。

⑥休憩の宣告

○議長（高木信嘉君） ここで、議案調査のため午前10時45分まで休憩いたします。
（午前10時25分）

⑦再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午前10時45分）

⑧議案第63号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第3、議案第63号に対する質疑を許します。

15番大石雪雄君の質疑を許します。

○15番（大石雪雄君） 15番、議案第63号について質疑いたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、現時点の職員数をお知らせ願いたいなと思います。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 一般職の期末勤勉手当の対象人数は、現在12月予定されていますのが159人となっております。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 続けて質疑いたします。

定数条例を見ると、おおよそ200名以上の定数条例で職員人数が表示されているわけですけれども、159名ということで、定数条例から見ると大変少ない状態かなと、そのようにも思っております。そういう中で今回、給料に関する条例で減額ということですが、人事院勧告からの通達によるものということで理解はしているんです

が、何度かこの場を借りてこの議案に対しては質疑をしてきたいきさつがあるわけであります。そういう中で、答弁を振り返ってみると、ちまたの企業が業績が悪くて、それに関連しての人事院からの通達だというふうな一つの理由も聞いた覚えがあります。そういう中で、確かにちまたの企業は大変最近は仕事が減ってきて苦しい事情に接しているという中での減額であって、いささか理解できる面もただただありますけれども、それで村がまた下げますと、一般企業も新聞紙上に発表になった市町村圏の給料が下がったということで、更に期末手当等も下がっていくと。例年下げ合いになっていて、ローンなり何なり抱えている一般企業のサラリーマンは大変苦慮しているという観点であります。そういう、やぶさかでないかなあとも思いますけれども、なんかこう寂しい時代だなとも思っております。人事院勧告ではしょうがないのかなと思いますけれども、それに際して、もうちょっと別角度で関連で聞いていきたいんですけども。職員数が定数条例でいくと200名を超えた定数条例になっていて、それを159名で仕事をするということは、大変行政サイドで仕事に無理がくるんじゃないかなという中で、臨時職員がいると思うんですね。その臨時職員に対する期末手当に似た、何と言うんですかね、期末手当ではないんですが、手当が出た年があるんですが、今年はそういうことを配慮するのかどうか、関連でお聞きしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 15番大石議員の質疑にお答えいたします。

ちょっと私も何年くらい前か、ちょっとその記憶が正しくはないんですが、確かに10数年前かなと思うんですが、ちょっと。臨時職員の方にも村独自の何と言いますか、いろいろ考慮いたしまして、約1か月分を手当として期末勤勉手当の支給時期に出していたという記憶はございますが、ちょっと、それより先のことは、ちょっと今のところは分かりません。申し訳ありません。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 確かに総務課長は着任して1年という時期なので、そういう過去のいきさつは知らないで当然かなと、そのようにも思っております。私の記憶が正しければ、前村長のときに、今の副村長が総務課長のときに幾らかの手当が支給されたという思いがあります。恐らく副村長は思い出すかなと、そのように思うんですが。というのは、職員も臨時職員も仕事の内容は、ほぼ同じような仕事をしてるのかなと、そのように思うんですね。このように庁舎でスピーカーを通して流れると、職員は100分のいくつとかという数字が、おのずから皆さん耳に入っているわけですね。そういう中で、同じような仕事をしてね、私が考えるには、少しでもあげられればそれでいいのかなという気持ちもするんですね。ですから、なんか法的なものがあって、それが禁止されたのかどうか、その辺について再度お聞きしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 臨時職員のそれらの手当の支給に関してですが、多分という言葉は良くないんでしょうけれども、地方公共団体、地方自治法ですか、その中に給料、要するにその他手当についてはこういうものを出しなさいということで規定はある

ります。その中で、今おっしゃされました臨時職員等の規定が入っていないということから、前に出したやつがどうかということで、多分今は出されていないんではないか。職員以外の者に出す場合は条例若しくは規則でうたって、そこで議決等をうかがわないとその支出はできないということは間違いないので、ただ、その判断、現時点ではその条例もありませんし、地方自治法の204条の規定からいうと、現時点では出せない状況にあるということだと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 条例からいくと、現時点では出せない方向にあるんではないかなということで、総務課長の方から答弁ありました。何らかの理由があつて出せなくなってきたいるのかなということは私なりに理解はしているつもりでもあります。ですが、先ほども申したとおり、臨時職だからとか、職員だからとかという一つの活字で処理できるものではない。結局は、行革の一環で204名、205名ですかね、定数条例の中でうたわれている中を159名で仕事をしているということは、何らかの意味合いで経費が削減されている中の今の現時点なのかなと思ったときにどうなのかなと。少しでも餅代になるくらいでもあげられればいいんじゃないかなという観点の下で質疑しているわけであります。

また、民間を置き換えますと、民間は臨時職員にも期末手当のときに1年勤めても出しているところはあるんですね。というのは、社員の期末手当は、俗に言うボーナスは少なくなってきたいるかもしれませんけれども、臨時職員にも出ているという会社もあるわけですね。そうすると、人事院勧告がちまたの企業をお尋ねしながらやっているという中での考え方にしては、やはり臨時職員も職員の一つだという観点からいくと、更にこう詰めていかなきやならない時点にきているのかなと思うんですが、答弁できれば答弁お願ひしたいんですが、いかがでしょうか。できない、村長だって答弁できないですよね。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 15番大石議員にお答えします。

今の論点は、いっぱい要素を含んでいます。一つは、今般の人事院勧告、これは地方公務員の一般職と特別職です。臨時の職は、地方公務員法22条とか、あるいは地方公務員法の特別職とかいろんな身分がありますが、一般職と特別職のうち、議会、村長、その他教育長までのことを今言っているわけであります。一つは、同じ仕事で同じ給料、これは機会均等ですから、労働基準法とか何かを言えば全く同じになりますが、ただ地方公務員法上は臨時の職と、それから常勤の職とは厳然たる責任と身分違いますので、この辺は少し。ただ、おっしゃるところは、一つは、これやっぱり、そういう状況にあるので平準化したり、あるいは寂しい話じゃないように、もう少しということは当然だと思っています。今、日本として、それが一番派遣とか、いろんな意味から日本として終身雇用制が見直されて、そうであれば非常に。ただ、今、この経済政策上コストカッターの方を優先して、そして派遣、季節雇用が増えて対応してきた。しかし、これは社会悪だということから、労働者派遣法も見直しされ

てきたと思います。今般、議員のおっしゃられたところは、そういったところを今後どういうふうに考えていくんだと。明確な方向は、一つは、やはり正規職員として終身雇用にいければ一番いいと私は思っています。ただ、公務員制度改革の法案が今出ていまして、一つは、地方公務員法も争議行為、スト権は団結権までありますが、スト権は認められていません。その代償行為として今回の人事院制度が取られたということがあります、果たしてそれでいいのかと。それも終身雇用もいいだろう。しかし、西洋あるいは欧米の流れは、やっぱり年間の契約といいますか、そういった職は自らが切り開いて手にするものという考えがあって、それに乗れるかという検討も実はされているところであります。ただ、今般のリーマンショック以降は、その議論は少し後退しました。しかし、議員おっしゃられたとおり、やっぱり安定した収入と身分が確保できるような景気と仕組みが求められておりますので、今おっしゃられたこと、いっぱい含んでおりますので、方向はそういった方向に私もいきたいというふうに考えております。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 村長も気持ちは私と同じような気持ちでいるなど、そのように思っております。今、村長の方から終身雇用ということでお話がありました。これは歴史を探れば、私の記憶がそれこそ正しければ、臨時職員から職員になる場合には、すごい有利な時期がありました。というのは、一般テストをやった場合には、臨時職員がプラス何点かの点数をもらって、そして臨時職員から職員になれるという、その一つの利点がありました。ですが、今は公に、もちろん昔も公に職員を採用していたと思うんですが、それもやぶさかじやなくなってきて、若干名でも職員になりたい人が大勢県内各所から集まってるという、この時点に立ったときに、じゃ、臨時職員は何を夢を見て、そして何を村に夢を見て、そして仕事をしているかなというと、私には、なんか職がない、職が少ないという中での臨時職員だけではかわいそななんだなという観点にも立っています。

最後になりますけれども、国会の場である党の党首が、臨時職員はみんな職員にすればいいんだという答弁があつて、それもいささか無理な話なんですが、そういう答弁もあったと。ああ、国會議員も同じようなことを考えている人もいるんだなという観点にも立ちました。というのは、役場の臨時職員も大変でしょうけれども、保育所の臨時職員の方々が、守秘義務から服務から全部背負いながら、期末手当に職員は同じ仕事をやりながら、同じ仕事をしていても、職員には期末手当の100分のなんばが出て、同じ仕事をしながらも全然出ない。そして、職員になるのにもプラスになるものが何もないという中では、少し職場の中での服務、そして守秘義務の中できている公務員と同じ立場にいる方がかわいそうなんではないかなということで、最後の質疑にしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 再質疑にお答えします。

今の部分は非常に核心を突いているところがあります。やはりこの仕事の内容が非

常に接近した場合は、処遇としてもそうすべきであるということは当然だと思います。では、というふうになりまして、一つは、今度は職と、それから求人と求職の問題ですね。最終的には諾成契約、民法上の問題あります。それは、一つは、条件としてそれでいいのかということをするときに、今言われた社会の問題があるわけです。これがそれを容認する社会であって、全部職員にできればいいというふうになれば、これは正しく、すぐにしなければなりません。よって、今は、どうも日本は超少子高齢化の社会で、2035年には西郷村も既に65歳の高齢化率が30%を超えていきます。よって、今の税収の大きいところは、その扶助費といいますか、社会保障費に回らざるを得ないということの今途中にありますので、行政はスリム化して、そして人件費を我慢しながら福祉費に回す、それが全体として良い世の中にいく一つのステップだろうと思って今やっているわけであります。ただ、あまり度を超しますと、ご指摘のとおり、いろんなところで問題が出ますので、それがなるべくならないような配慮をしながら、そして今の目標も本当に、臨時でいい人も実はいるわけです。臨時で短期間雇用を望む人もいますので、そういったお互いの条件がかみ合ってうまくいかせる、そういった社会にいくように努力したいと思います。

○議長（高木信嘉君）ほかに質疑ありませんか。

12番上田秀人君の質疑を許します。

○12番（上田秀人君）12番、議案第63号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について何点か質疑をしたいと思います。

私が思うのは、この十数年間、給与水準がずっと下がり続けているというふうに理解をしているところであります。また、この期末手当、一時金等については、連続の引き下げだというふうに理解もしております。こういう議案が出ることに、私はいつも申し上げていきましたけれども、いわゆる地域の賃金の相場とその経済の深刻な影響を及ぼしているのではないかというふうに、その都度申し上げてきた記憶がございますけれども、その辺はいかがとらえていますか。そのことをまず伺いたいと思います。

○議長（高木信嘉君）総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君）12番上田議員の質疑にお答えいたします。

確かに最近の傾向として、ずっと賃金等は抑えられ、若しくは下落していることは確かでございます。ただしながら、私ども、要するに役場の職員、要するに地方公務員としては、やはり民間との調整はどうしても考えなきやいけない。それによって先ほどもお話ありましたとおり、公務員が下がれば民間も下がるということも、また考えられるわけですが、現時点で福島県の人事委員会で各企業の調査及び公務員との調査の結果、高い部分については民間に合わせるということでございますので、ある意味、準じなければいけないのかなというところでございますので、それによって、どれだけ経済効果が下がるかというのは、ちょっとなかなか把握できませんが、民間との、住民との意識の考え方もある程度近付けなきやいけないんではないかなと、そういう形で今回もこの条例の一部改正を出したところでございますので、よろしくお

願いいたします。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいまの答弁を整理しますと、私がよく使う言葉でラスパイアルという、負の連鎖という言葉をよく使っていたんですけれども、その現象が起きているというふうに総務課長認めているのかなというふうに思いますよね。今、総務課長の方からありましたように、民間の方と公務員とのその関係で、比較対象でずっとやると。今言ったように、そのラスパイアルはそこで起きていますよね、もう実際にね。それが私は地域経済に大きな影響を及ぼしているというふうに前から指摘をしてきた。総務課長の今の答弁では調査されていない、把握はされていないということでしたけれども、正に目を背けているんじゃないですか、そのことに対して。いかがですか、総務課長。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 12番上田議員の質疑にお答えします。

この給与等のラスが下がることによりまして、民間、地域経済に大きな影響があるんじゃないかと。確かに所得が減れば、当然だれしもが支出を抑えようと、そういう意識は働きますので、そういう趣旨からいければ影響がないということは言えないと思っております。しかしながら、やはり福島県で人事委員会で民間会社の給与等の水準の調査等で下がっているとすれば、やはりそちらにも目を向けなければいけないではないかということで、必ずしも下げるのは良いとは思っていませんが、やはり住民等の意識等を考えた場合は対応せざるを得ない部分は多いのではないかというふうに考えております。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今回、これは県内全域の話になるかと思うんですけども、改正する前の段階で、給与、民間と公務員の給与を比較した場合に、1,000円未満単位で若干公務員の方が今多かったというふうに私理解しています。今回、これを改正することによって逆転するというふうに私、何かで、その数字を見たんですけども、そのことは把握されていますか。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 12番上田議員の質疑にお答えします。

あくまで福島県の人事委員会からの調査で民間との比較との結果について示されておりまして、それに基づきますと、地方公務員の給与が民間給与492円、約0.13%上回っているということで、その数字は把握している、その福島県の人事委員会の数字からは把握しているところでございます。

あと、特別給に関しましては、民間の特別給の支給割合は給付額の3.91%でありまして、福島県の職員の期末勤勉手当の支給率は4.05%となっておりますので、今回その調整をしたというふうに考えております。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 現在では、民間より公務員の方が492円ほど多いという答弁

でしたよね。実際この条例が改正されることによって、これが 59 市町村どういうふうな結果になってくるのかというのは分からぬんすけれども、県職もありますよね。これも踏まえて、どういうふうな改正になってくるのかというのは、まだはつきりは分からぬ部分あるんですけども、恐らくこれがやられることによって逆転するだろうというふうに私理解をしております。その中で、昨年でしたか、私申し上げたのは、人事院勧告、人事委員会の勧告だったか、ちょっと記憶あいまいなんすけれども、民間が下げたんだから公務員も下りますよという理由を付けてやったというふうに理解をしている時代があるというふうに理解しています。民間が下げたんだから公務員も下りますと、そういう勧告を、伏線を付けて勧告を出したというふうに理解しているところがあるんですけども、要するに民間よりも今度は公務員が下がった場合に、もう二度とこういうことはやらないのか、そのことをまず確認したいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） おっしゃることはよく分かるんですが、現時点で私の方で、どうするかというのが、ここでお答えできないというのが現実でございまして、ただ、いずれにしても、民間と公務員との差、要するに人勧、人事院勧告のその調査については毎年されておりますので、その調査に従いまして適切に対応していく方向で進まざるを得ないんではないかというふうに考えております。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私の先の質疑の中で、要するに今回、条例を通せば、あと引き下げをしないんであれば条例を認めますよというような言い方にも取れるのかなと思ったので、私は決してそういうつもりはございませんので。これはどこかの国の政権と同じで、正にぶれまくっている。いろんな理由をこじつけても何づけても、給料を引き下げをするために今やっているとしか私は取れない。そのことをここで申し上げても、恐らく県の人事委員会の勧告、国の人事院勧告を受けての改正を上げてくるというふうに理解をしているんですけども、それでは正にその地域経済に及ぼす影響というのはものすごい大きなものがあると。これは絶対ぶれることなくやるべきだというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 12番上田議員のご質疑にお答えします。

國の人勧、それに基づいて福島県は福島県の独自の県内の民間企業の調査を行って、今回のような福島県の人事委員会の方に準じて行っています。やはり福島県、西郷も福島県の一部であるということから、やはり福島県の状況、イコール県南の状況、イコール西郷村の状況というふうに現時点ではとらえるしかないと思っておりますので、今後上がったときは上げるのか、下げるのかということはちょっと分かりませんが、やはり現在の経済状況によって民間の給料等も変わりますので、やはり、その経済状況によって上がったり下がったりせざるを得ない、調整せざるを得ないというところで人勧の制度があると思っておりますので、これ以上のことはなかなか先を見越して

お答えすることはできませんので、申し訳ありません。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 恐らく、この部分に関しては、もう平行線だろうと思いますので、次の質問に入りたいと思うんですけれども、1点のみ。

村においては、ぶれることなく地域に及ぼす影響、それと民間に対する影響などを考えて、ぶれることなく公務員の給与に関しては一線を引いてやっていただきたいというふうに思います。

次の質疑に入りたいと思いますけれども、先ほど同僚議員の質疑の中にもありましたけれども、条例では約200人程度の職員の定数がうたわれています。現在は、先ほどの答弁の中で159人ですか、というふうに人数が減ってきてている。こういう人員を削減する中で、連続して行われているこの引き下げ、生活改善に展望が持てなくなるようなこういう引き下げがずっと行われてきているわけですね。今回の改正は、その職員の志気を下げる重大な結果を生み出すというふうに私は理解をするわけです。それに対して住民サービス、職員の士気が下がることによって住民サービスへの影響が懸念されると思いますけれども、総務課長はどのようにお考えになりますか。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 12番上田議員のご質疑にお答えいたします。

やはり、誰しも人間、給料が下がれば少々一時的には、あれっという意識は当然持つと思っております。ただし、私らはどうしても理想的ではございませんが、やはり住民を見て仕事をしなければいけないという部分から、意識の低下ということは正直、現在の職員にはないだろう、そういう期待を持っておりますので、ご心配されることは当然私も考えますが、やはり西郷村の職員はそういう意識ではなくて、住民のために働いてくれる、そういう職員であるというふうに考えていきたいと思いますので、ご理解のほど、よろしくお願いします。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君は、所用のため退席いたしました。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） いわゆる給与が連続して引き下げをされることによって、職員の士気が下がってしまうんではないかということを私申し上げたんですけども、それに対して総務課長は、期待を持って住民サービスの低下につながらないというような答弁だったと思うんですけども、私もそう思っています。しかしながら、やはり、どこかにそのひずみという部分が出てきてしまうのかなとも思うんです。前にも私ここで申し上げましたけれども、私たちは資本論というものを勉強してやっています。いわゆる労働対価ですよね、働いた者に対して対価で、お金で払うという考え方なんですけれども、私も総務課長が言った、その期待の部分というのは込めています。これは資本論から若干ずれてしまうんですけども、合理的な考え方の部分というのはあるのかなと思うんですけども、あなたに対する期待をこれだけ評価しますよと、その分を給料上乗せをしてやりますよということで評価をすべきだというふうに私は考えております。同じような考え方なんですけれども、では今、その期待を持ってとい

うことでお話だったんですけども、職員の給与に対して、一時金もありますけれども、期末手当の部分も含めてですけれども、意地悪な質問になるかと思いますけれども、今の職員の労務に関して総務課長は、今の水準というのは高いと思いますか、安いと思いますか、普通だと思いますか。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 12番上田秀人議員の質疑にお答えします。

私たちも、やはり周りに友達、若しくは後輩、先輩おりますので、いろいろ話はします。その中でやはり給料が下がるということは、やはり士気の低下ということは100%つながらないとは言えませんが、現時点ではやはり比較、どうしても人との比較になりますので、やはり恵まれていると思えるところと、いや、ほかはもっと良いところがあるんだなというところと多々違いがありますので、一概に良いのか悪いのかということでもありますと、ちょっと今ここで、どちらかということは申し上げられません。ただ、私としては、今回の給料、要するに給与状況が若い人、要するにどうしても費用のかかる世代については少々良くなってきて、55歳以上の方、私を含めて給料は0.9%下がっていくということでいけば、本筋、一番お金の必要な、経済的に大変な職員については、だんだん差が出てきましたので、ある意味良い部分も出てきているのではないかと。ただ、やはり下がるというのは良い気持ちはしないのは、これは人間だれしも同じだと思いますので、そういう形で考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 非常に意地悪な質疑だったのかなというふうに思いますけれども、若い職員に対しては、なるべく手厚いというお話をしたけれども、私は高いと思うか、安いと思うか、普通だと思うかという質疑をしましたよね。それに対して、非常に苦しい答弁でしたよね。私の方から答え言いますか。執行部の皆さん方は高いと思っているんですよ。ですから、今回条例改正を出してきたわけですよね。ですよね。安いと思ったら、こんな条例改正出すわけないですよね、普通ね。矢吹町では、多分改正しないですね。あそこは、事前に給料引き下げをかなり大幅にやって、水準がほかよりも低かったものだから今回改正しないと、そういう考えをなぜ通せないんですか、いかがですか。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 12番上田秀人議員の質疑にお答えします。

確かに、前に給料を上げるというところで上げない市町村が逆にありました。そういう市町村については、今回給与引き下げをしてないところもございます。要するに、過去にどういう経過をたどって給料を上げなかつたか、若しくは既に自主的に給料を下げた市町村については、更に今回的人事院勧告で下げることはしないという部分はありますので、少々その市町村によって過去の給料水準若しくはその引き下げ、若しくは上げたところによって今回の対応は少々違いますので、基本的には過去に既にある町村のように下げていたところは今回やらないというようなことで、村の場合につ

いては独自に下げたという経緯がありませんので、一定の普通の水準の下、今回給与等の一部改正で下げる結果に対応した、準じたと、福島県に準じたという部分がありますので、ご理解のほどお願いします。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私は、矢吹町を引き合いに出したんですけれども、過去に引き下げた。どの程度下げたのかというのを私申し上げてないですよね。過去に西郷村も、ずっと下げてきてているんですよ。矢吹町も下げてきている。ただ、矢吹町が引き下げ幅が大きかったのかどうなのかというのは私理解していませんけれども、引き下げは引き下げなんですよ。今、経済状況が非常に厳しくなってきている。そういう中で、矢吹町は今回引き下げをしなかった。勧告を受けても引き下げをしなかった。西郷村は引き下げをした。そのことが私、重大だと言っている。そのことが職員に及ぼす影響もあるし、地域に及ぼす影響もある。これは地域経済の部分もありますし、民間に対する給与の関係もありますよね。そのことがものすごい大きな影響を及ぼすというふうに私は申し上げているんです。そのことを十分考えていただきたいと思います。それで、こういう改正をするに伴っては、職員の方と十分な話し合いをされたのかなというふうに思うんですけども、これもこういうことを聞く度に毎回申し上げているんですけども、職員の労働組合の方とはきちんと話をされていますか。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 12番上田議員のご質疑にお答えします。

今回の給与等の条例の一部改正に先立ちまして、組合、職員労働組合ですが、一応11月中旬に組合側の方にまず内容の説明をさせていただきました。それに基づいて11月の後半に組合側が役員会を開きまして、私の方から説明した内容について組合の方で、組合員若しくはその役員に説明したと聞いております。それで、11月の末日に一応、特に今回の、基本的には職労も給料というか、今回の条例改正で下がるということは、やはり快諾というわけにはいきませんが、やむを得ないだろうというようなことで私の方ではその説明をして、そういう結論に至っているということは話を聞いておりますので、一応職員一人ひとりじゃなくて、組合を通して説明を申し上げたということでございます。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 11月中旬に内容説明を行って、組合の方で下旬に話し合いを行ったと。それに対して、仕方ないでしょうというような、泣く泣く飲むような返事があったというふうに理解をしてよろしいですか。それで間違いないですか。いいですね。

じゃ、次の方に移っていきたいと思うんですけども、この条例改正の内容の中に、55歳に達した職員に対するうんぬんかんぬんといろいろうたってあります。先ほど総務課長ももう55歳過ぎているとご自分のこともちょっとと言われましたけれども、この賃金の引き下げの明確な根拠というのは何なんですか。55歳になったときに、こういうふうな条例に入っていくという、その明確な根拠をお示ししていただきたい

と思うんですけど。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 大変申し訳ございません。

明確な根拠とすると、ちょっと私も把握しておりません。ただ、先ほど申しましたとおり、一番経済状況、要するに生活費がかかるところに厚くする。そして、おおむね必要な、要するに例えば子どもの教育費とかが終わった、これについてはある程度経費が少なくなるということで、それについて55歳という一つの目安をもって今回生活状況といいますか、生活状況等の平均を考えて下げられたものと私どもは初めからそういう考え方でおりましたので、この明確な内容については、ちょっと承知していない部分がありますので、申し訳ありません、よろしくお願ひします。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 明確な根拠はお持ちでないということで理解をしようかなというふうに思っています。こういう給与引き下げの条例改正等が人事院勧告というものは、私いつも申し上げているように、いわゆるバッシングをごまかすためというのかな、そういう隠れ蓑を使われている部分というのが非常に多いと思うんです。今回ふと思ったのは、いわゆる、これだけ景気が悪化してきていると、税収も落ちてきている、国ですね。その反面、大企業のかなり大儲けをしている、内部留保金も貯めていると、いろんな話がありましたよね、経済のバランスが崩れているというふうに私は思うんですけども、その中で、いわゆる今、チラチラ噂になってきている消費税の導入、これをスムーズに進めるために、いわゆる公務員を引き合いに出しているのかなと私理解するところがあるんですけど、どのようにお考えになるのか。いわゆる消費税引き下げをするために、公務員の給料をこれだけ下げましたよと。公務員に対して、これだけ痛み与えました。ですから国民の皆さん、消費税引き上げ賛成してくださいと、こういうふうに持ってくる可能性もあるのかなと思うんですけども、その辺はどんなふうにとらえますか、最後に伺いたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 正直に申し上げまして、今おっしゃられた内容について、ちょっと私もどうなのかなと正直分からぬ部分があります。ただ、いろいろ方向性としては、ある一つの方向性ではあるのかなということで、今は逆に、そのようなお話を聞いて、ちょっと勉強というか、ああ、そういう考え方もあるんだなということで、ちょっと私もこれから勉強しなければいけないと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 大変大きな質疑をしたんですけども、いわゆる公務員の給与とか一時金に関しては、必ずその時々のバッシングを回避するために、時の政治うんぬんのバッシングを回避するための引き合いに使われていると私は理解しています。

それに伴って、自らの手で自らの首を絞めるようなことがあってはいけないと思う。先に申し上げましたように、矢吹が今回引き下げをしなかった。そういう強い姿勢を

今後示すべきだというふうに考えますけれども、そのことを最後に伺って私の質疑を終わりたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 紹介に関しましては、やはり村独自ばかりではなくて、やはり近隣市町村との兼ね合い、要するに生活圏が一緒なので、やはりその生活のためにはある程度歩調を合わせなきやいけない部分は当然出てきて、そのバランスを取るのもまた給与改定の形態の一つと考えております。ただ、確かに矢吹の例を出されましたか、矢吹さんにつきましては、過去に独自で、要するに人事院勧告のほかに独自で何パーセントかカットしたという経緯があったというふうに聞いておりました。そのために今回その部分を考慮して、今回の人事院勧告には対応しないというような話も聞いていますので、やはりその市町村独自の方法も、これからは考えていく必要もありますので、それが良い方か、悪い方かについては、ちょっと状況によって変わりますが、そういうこともこれからは必要になってくるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今の答弁を聞いていると、非常に悩むところです。どちらとも取れます。どこかの新聞でちらっと見たんですけども、今、市町村が本当にお互いに競いだと思ってますよ。中国地方の市だと思ったんですけども、新聞広告を出したそうですよ。うちの市に移住しませんかと。自治体がそういうことを今やっているところもあるみたいなんですね。それだけ今、自治体間の競争というのはものすごいです。そういう意味で、自治体間の足腰を強くするために、やはり職員が頑張ってもらわなきゃならない。その頑張りのためにきちんと給料を与えなければならないと私は思うんですよ。そのために私はきちんとした筋を通しなさいというふうに申し上げているわけです。そのことについて最後の最後に伺います。いかがですか。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 12番上田議員の質疑にお答えします。

確かに競争及び、より良い仕事をしたいというときには裏付け、確かに少しでも給料は高い方がいい、これは多分どんな人でも、どんな職員でも同じだと思います。そういうことを考えた場合に、やはり人事院勧告も一つの検討の内容として、そのほか村の状況等を考えて対応できれば一番いいんですが、現時点ではなかなか村の対応、要するに村独自の対応をするということは、どうしても民間、西郷村の民間、要するに県南地方の民間と、やはりその給与についてはどうしてもバランス必要なので、なかなか頑張るための給料を下げないという方法でいきたいんですが、やはり反面、どうしても近隣及び村のいろんな給与所得の方もおりますので、その辺のことは考慮しなければいけないので、確かにおっしゃることは分かるんですが、現実にそこまでできるかどうかというのは、ちょっと今のところ、ここで、はい、とも言えないし違いますとも言えないので、大変恐縮でございますが、ご理解のほうをよろしくお願いしま

す。

○議長（高木信嘉君） ほかに質疑ありませんか。

13番森健一君の質疑を許します。

○13番（森 健一君） 13番、議案第63号、質疑いたします。

まず、これ昨年度もやったものですから同じ質疑したんですけど、別表、資料の方ですね、ありますので、ここで聞きたいと思います。金額をちょっと聞きたいので、期末手当と勤勉手当と、あと6級以上ということで合計金額があるので、その金額を教えていただきたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 森議員のご質疑にお答えいたします。

まず、一般職で特定職員、要するに22年4月1日で55歳以上になった職員で、減額になる金額が12月からですから4か月で22万5,182円、期末勤勉手当で一応全職員対象ですので、それに関する金額が868万2,830円、あくまで試算ですが、ここで合計で890万8,012円ですね。あと特別職。村長、副村長、教育長の期末手当で35万4,489円、あと、議会議員の皆様の期末手当で76万4,865円、トータルでいきますと1,002万7,366円という試算をしております。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 金額が全部合わせて答えてもらったものですから、約1,000万円ということになりますけど、これは人事院勧告があつてこういうことを決めていきますのでといつてあるならば臨時議会開かなくてもいいんですけど、臨時議会を開いたということは、村としての考え方、目的があつて開いたと思うんで、我々の意見もここできちつとさせていただきたいと思いますので、改めて聞きますけれど、この1,000万円をどんな目的で、どんなことに使用するのかを聞きたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 今回の減額になった職員手当等の金額を何に使うのかということでございますが、これにつきましては、3日から開催される予定であります12月定例議会の中で一般財源と同じでございますので、各種事業の補助事業及び村単事業等の財源に充てていきたいということで、12月補正の中でこのようなお金をいろんな事業、事務費含めて一般財源として充当していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 一般財源に入れて、一般の事業に使いたいということで、具体的にはまだ決まってないんですか。そのために使うからこれだけ減額しますよじやなくて、減額になったら何かに入れようかなという考えですか。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 12月3日から開催される12月定例会の資料として、予算書等いっていると思いますが、二つございまして、一つとしては、今回どうしても事

業を進めなければいけない部分、要するに事務費を含めて、扶助費含めて必要な金額に対して、どうしても歳入が更に落ちたということで、12月で調整してあります。そういう中で予算書配ってありますので、財政調整基金の一部を取り崩すということ、やはりその仕事はやらなきやいけないという部分がありまして、本来ですと、この1,000万円が仮になかった場合には財調が1,000万円余計に取り崩さなきやいけない、要するに一般財源ですので、逆に今回の1,000万円について一般財源として出ましたので、逆に臨財債を1,000万円、計画より1,000万少なくて済んだということで、この金額を何のためにということじゃなくて、この金額を今回12月で予算で歳出に組みます、それらの事業に一般財源の色を付けられませんので、それに充当して必要な事業をやっていきたいと、そういう意味で12月補正に関連させてございます。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 今の答弁ですと、絶対今必要だから、今大変だからこの金額をお願いしますではなくて、そうなったらば、それ入ってきたら、ほかのいわゆる貯金を崩さなくて使えるから、その1,000万を使いたいという話であれば、職員の人、これ納得するんですかね。というのは、何かを使いたい、どうしても使いたい、緊急性が、これがあるという目的の下で我々に協力していただいて、それでこれを作りたいというのなら、すごく分かりやすい。でも、貯金があって、貯金を崩すよりは皆さんの給料下げたもので、それに一般財源に充てるからそれで使いますという答弁で、そういう解釈でよろしいですか、違いますか。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） ちょっと、お答えがちょっと分かりにくかったかなと思いますが、結局、一つの家庭も村も一つの財政、要するに家計と考えた場合、例えば家計で幾らかかるものがちょっとかからなくなつたよと、そうすると、かからなくなつたやつを何に使うということじゃなくて、かからなくなつたやつを例えばちょっと旅行に行きたい、ちょっと何かを買いたいという形、要するに人勧については、あくまでも人事院勧告でこのように福島県の人事委員勧告に準じて給与を下げます、給与等を下げますということで、そこで結果的には1,000万円という形で支出が抑えられた。その1,000万円で抑えられた価格を住民サービス、住民の福祉のために使うということで、そのやつを何にという特別なものじゃなくて、住民福祉のための12月補正の財源として使うということでございますので、ちょっとご理解の方をお願いします。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 私が言いたいのは、いつでも予算化というのは皆さんの税金を預かるわけだから、この税金を村のために、人のために、地域のために何に使うかと、決めてからやってくださいといつも言っているんですよ。そうしないと、国が決めたから人事院勧告だから、だったら臨時議会要らないじゃないですか。臨時議会を開くということは、ここで村としての方針を言って、これに使いたいから皆さんの協力を

お願ひしますと言わなかつたら、議会も臨時議会も開く必要ありませんよ。ただ単に開いて通すだけだったら。そうじやなくて聞くということは、やっぱりきちとした形を村としても考えていますよと、だからこうします。さつき15番議員が言ったように、質問した中で村長が答えた。この扶養費に使いたいと、皆さん協力がということで、福祉に使いたいとはっきり言ったんですよ。そういう答えを言うべきなんですよ。

○議長（高木信嘉君）　　村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君）　　お答えいたします。

一番分かりやすい質疑でしたね。普通はそれでいいんです。歳出をいかにかかるか、入るを量って出するを制すと、出るを量って入するを制す、両方ありますが、普通の考えはそのとおりです。いくらかかるから幾ら集めようと、よって税のかけ方についても制限税率が2.1以下1.4、幅があるわけです。ただ、実は、そうは今、日本国中できませんね。一つは、ルールがあるからです。一つは、今、余った金はどうするために職員の給与を下げるのかというお話ですが、これは最初これだけは違う。職員の給与については、憲法、それから地方自治法、その地方自治法と労働三法の兼ね合いによって人事院勧告制度ができたということになりますので、最初からありましたように、さっき質疑ありましたね、西郷村独自の給与体系もつくるべきだと。できればいいですが、多分できません、これは。それは人事院というものが公務員の職と責任と給与のあり方について調査、あるいは勧告するという制度があるからです。それも全国をやって次に福島県の人事委員会が、より地域性があるものを調査して、そして検討して勧告するという制度になっていますので、最初にやっぱり公務員のあり方がどうかということを問うた場合には、この人事院勧告をもちろん堅持、私はしたいと思いますので、そのとおりやるといった場合が先にあって、今回は、普通は上がればいいわけです。今までどおり、昭和40年代は給料2倍になつたりしましたですね、あのオイルショックで。あの時代も上がったときがありましたが、今般は下がる。要するに、これは公務員の給与のあり方について調査の結果そうなつたわけです。それにのつとつて下げるということになります。先ほど専決もできるんじゃないかという、できれば一番いいですね。ただ、これは条例でありますので、議会の議決を得なければ給与は条例で定めることになっていますので、専決はなかなかしない方がいいというふうになっているわけです。ということになりますので、今般は歳出を決めて1,000万円を生み出すために給料を下げるのでは実はない。職員の給与のあり方についてこうするということになって、結果として出てきましたので、その辺は、ひとつご理解いただきたい。その結果はどうするかといった場合は、総務課長言つたとおり一般財源であります。あらゆるところに化けていく可能性があるというふうになりますので、これもご理解いただきたいと思います。

○議長（高木信嘉君）　　13番森健一君。

○13番（森 健一君）　　いわゆる貴重な財源ですので、ただ単に国が言ったからそうしますじやなくて、村としての考え方をきちっと示すべきだと、それによって我々も協

力しますし、村のためだったら、それは大いにやってください。ただ、訳分からない、何に使うか分からない、さっき言ったように、総務課長が言ったように貯金を崩さないがためにこれを使うんだとかでは、そうしたら今緊急性もないのに、なぜ国が言ったからやるんだじゃなくて、村としてこういうことをやるからこういうことにするんだ、だからこの金額を使いますのでという、それを聞きたいわけです。

○議長（高木信嘉君）　　村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君）　　お答えします。

分かりやすいですね、今のお話は。先ほど言いましたとおり、通常はそれでいいです。歳出と、それから将来見通しがあって財政計画が立てます。ただ、人事院とこの人件費につきましては、特殊な要因を帶びています。それは、さっき言ったとおり独自の、では西郷村の給与体系をつくるか、できません。これはやっぱり人事院制度にあるように、地方公務員の職と給与のあり方については、既にそういう制度ができる。それを別にやろうとした場合は、多分さっき別な議員出ましたですね、夕張、あるいは中国地方、独自の体系を取らなければならないような、さっき言った歳出項目があるんだと思います。その場合は、給与を特別のスタイルといいますか、形とりますが、（不規則発言あり）ですから一般財源になります、これは。一般財源というのは、支出、議会費からずうっと12款、13款までありますね。そこに細かな歳出によって、そして予算書を作つて議決を得る、そういうことで使わせていただきますので（不規則発言あり）

○議長（高木信嘉君）　　13番森健一君。

○13番（森 健一君）　　分かりました。私は、制度とか給与どうのじゃなくて、この1,000万円をどう使うのか村の方針をちゃんと決めるべきだと言っているんですけど、ただ、時間もないので一つお願いするしかないと思います。この1,000万円を有効に使って、やってよかったな、地域のため、人のためになったなということ、成果をきちんと出してください。それだけ村長、約束をお願いします。

○議長（高木信嘉君）　　村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君）　　おっしゃるとおりです。案を作つて議決を得て執行して成果を上げていきたい、そのように思つております。

○議長（高木信嘉君）　　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君）　　質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君）　　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第63号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の举手を求めます。

（举手多数）

○議長（高木信嘉君）　　挙手多数であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第64号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君）　　続いて、日程第4、議案第64号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君）　　質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君）　　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第64号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君）　　挙手全員であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第65号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君）　　続いて、日程第5、議案第65号に対する質疑を許します。

16番室井清男君の質疑を許します。

○16番（室井清男君）　　65号に対する質疑をいたします。

村長等の給与に関する条例の一部改正についてお伺いいたします。これは、職員の改定については、人事院勧告というものが基礎になって、そこから出発したんだと思います。ところが特別職、これは議会、村長等のことについては、やはり報酬審議会がございます。その報酬審議会の決定はどのような決定が出されているのか、ここでお伺いしてみたいと思います。

○議長（高木信嘉君）　　村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君）　　報酬審議会が今は町村会、昔もやって、それから1回村に戻されましたね。それを1回また、1回といいますか、町村会でやることになっています。当面ずっと水準を見ていたわけですが、それほど変わっていないということです、今のところはまだ、去年は開催しておりませんでした。周りの状況を見て開催するということになっておりました。今年はやっておりません。

○議長（高木信嘉君）　　16番室井清男君。

○16番（室井清男君）　　ただいまは、報酬審議会の代わりに町村会でやっているということなんですが、これは町村会としての決定はなされないで、この案件が出されたという、そういうことなんですか。

○議長（高木信嘉君）　　村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君）　　報酬審議会はベースでございます。それから、今般のものは支給

の率ということになりますね。二通りがあって、一つはベースをどうするかということで、これは報酬審議会の答申がある。今のところはずうっと前から決めたもののことと踏襲してやっているということでございます。今般の率は、その支給率、ベースに掛ける例えば0.15とかありますですね。そっちの率の方を今般上げておりますので、率の方の審議ということでお願いいたします。

○議長（高木信嘉君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） ここで、先程来12番の上田議員さんが申されたんですが、やはり職員の報酬、これはもう昔から決められてるように、労働の代価なんです。やっぱり、その労働の価値というものがあって、その労働に対する値踏みがされるというのがこれが通常なんですよね。ところが特別職の給料、あるいは手当に関しては、これは人事院勧告にも触れない。ただ、今まで決めてきたからこれでやるんだということにしか過ぎないです。そうした場合に、今ここで村長にお伺いするんですが、今、村長がその今いただいている給料、手当、これは今の村民の給与体系から比較して、あるいは村長という村長職から比較して、これは正しいと思いますか、高いと思いますか、低いと思いますか、これ村長答えてください。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 妥当かどうかということで、完全ではありませんが、そのとおりだろうと思っております。それは、自らこれは今まで決めてきたわけではございません。第三者の意見に基づく、要するに報酬審議会ですね、その報酬審議会自体もやはり近隣の市長、あるいは町村長とのバランス、あるいは仕事の内容と、それから支給率等については人事院勧告の制度にのっとるというルールでありますので、それは自らどうかといいますと、それについては、そうであったものかなと。ただ、私は平成14年、就任したときに、実はこれはなかなか行革とかいろいろ出てきましたので、やっぱり少しスリム化するという考えを出すべきではないかということで、5%ずうっと下げております。これにつきましては各市町村の独自の考え方がありまして、率を半減したり、あるいは30%下げたり、あるいは5%下げたり、ずうっと独自に動いてきましたですね。これはやっぱり、その当時の一般職とはまた別に自らの形を出していこうではないかという現れもあったわけでございます。そういうこともございますので、自らこれではどうかということ、なかなか差し挟むことはできませんが、なるべく、やっぱり第三者の意見を聞きながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） どうも、いつも村長にはしゃべりたくないことをしゃべらせられるというのが、これは今まで常であったんですが、今、西郷村民の懐の経済というものはかなり厳しいんですよ。それで、村民からいえば、西郷村の行政の財政は良いと言われているけれども、おれたちの財布の中は空っぽなんだよというのが、これ、このとおりなんです。そういう状況の中で、今度3日からですか、12月定例が持たれる。その議案書を見ても分かりますように、村長がこうなんだというような議案と

いうものがやっぱり載ってないんですよね。それから見ると、村民は苦しい、苦しいということを言っているのにもかかわらず、その村民の苦しさを少しでも楽に解消してやるという、その姿勢が村長には見えないんですよ。だから、ここでもって議案に現れているように、村長が村民に対する仕事をたくさんやっていれば、議案はたった10やそこらの議案では、これ済まなくなるんです。村長がやらないから議案がないということなんですが、その辺、村長はどのようにお考えですか、一言述べていただきたい。

○議長（高木信嘉君）　　村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君）　　本当に一生懸命にやっているという、一生懸命やっているつもりであります。先輩諸兄においては、ちょっと足らざるところあるのかもしれません。更に努力いたしますので、より良きご指導を賜りたいと思っております。

○議長（高木信嘉君）　　16番室井清男君。

○16番（室井清男君）　　了解です。

○議長（高木信嘉君）　　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君）　　質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君）　　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第65号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君）　　挙手全員であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第66号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君）　　続いて、日程第6、議案第66号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君）　　質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君）　　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第66号「教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君）　　挙手全員であります。

よって、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎閉会の宣告

○議長（高木信嘉君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、平成 22 年第 1 回西郷村議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 0 時 04 分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成22年11月30日

西郷村議会 議長 高木信嘉

同 署名議員 南館かつえ

同 署名議員 藤田節夫